

中国唐宋期の令と身分秩序に関する研究 —唐令の復原と北宋天聖令の性質解明を中心に—

吉 永 匡 史

工学院大学基礎・教養教育部門 非常勤講師

緒 言

中国唐王朝では律令格式がたびたび撰定され、高度な法体系が構築された。この法体系が、日本や新羅などの周辺国に大きな影響を与えたことは、広く知られている。なかでも行政法である令は、唐王朝の基本的枠組みを形作り、その支配体制を規定する根本法典として、古くから注目されてきた。しかし唐令はすでに散逸しており、諸史料にその逸文がみえるのみである。唐令の復原は、仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院、1933年）、池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、1997年）において進められたものの、史料的制約のためその復原には篇目ごとに偏りがあり、今後の進展が待たれていた。

かような研究状況において、1999年に戴建国氏によって、中国寧波の天一閣で北宋の天聖令残本が発見された。これは全体の約3分の1（田令以下の12篇目）が残るのみであるが、各篇目の前半に宋代の令を、後半に宋令として改変立条しなかった唐令を「不行の令」として掲載していることが、唐令研究上画期的な意義をもった。北宋天聖令残本の全容は2006年に公表され（『天一閣蔵明鈔本天聖令校証』上下冊、中華書局）、これによって唐令の復原研究、および宋令の研究は全く新たな研究段階へ移行したと評してよいだろう。

そこで本研究では、唐・宋期の賤民制を中心とした身分秩序の検討を基軸に据えつつ、唐令の復原研究を進展させ、さらには北宋天聖令の性質を解明することを目的とした。具体的な令篇目として捕亡令を取りあげ、その構造と奴婢関係条文の検討を行った。奴婢関係の条文を通じて唐・宋の身分秩序のあり方と変化を考察することは、北宋天聖令の性質や唐代の社会を考えるにあたって有益であると考えられる。

研究の方法

これまで唐捕亡令の条文は『唐令拾遺』および『唐

令拾遺補』においてほとんど復原されていなかったが、北宋天聖令には捕亡令が含まれており、ここから唐および北宋の身分制に関する新知見を多く抽出することができる。しかし天聖令はあくまで北宋の令であって、捕亡令では計9条が北宋仁宗朝に唐令をもとにして参定された令文であり、これに計7条の不行唐令が附されている。このため唐代の様相をうかがうには、宋令から唐令を復原しなければならないが、そのためには天聖令自体の史料的性質を明らかにし、かつ唐令復原の根拠となる諸史料そのものの性格を改めて考察する必要がある。捕亡令については、戴建国¹⁾・孟彦弘²⁾両氏の先駆的研究があり、その成果に導かれつつ、本研究では捕亡令に規定する奴婢関連条文を主眼とし、唐令復原研究の深化とともに、北宋天聖令の性格の解明をめざした。

結果と考察

本研究の成果として、2013年度唐代史研究会夏期シンポジウムにおいて研究報告を行い、論文「天聖捕亡令と身分制—奴婢関連規定を中心として—」を執筆した。当該論文は、2014年8月刊行の『唐代史研究』17号に掲載された。そこでまず、以下に拙稿の概要を述べる。

天聖捕亡令は宋令9条、不行唐令7条の計16条で構成されており、宋令部分については、その構造を次の3つに大別できる。

①逃亡者・盗賊などの追捕関連規定（宋1、宋2、宋3）

②官司による人・動産の把握にかかわる規定（宋4、宋5、宋6）

③個人の動産の変動にかかわる規定（宋7、宋8、宋9）
このうち、下線を引いている宋4・6・8条が奴婢関係の条文であり、いずれも奴婢の管理・登録にかかわる基本規定である。一方で不行唐令は3・4・5・6・7条が逃亡奴婢捉獲の条文であり、全て「不行」とされている点が特徴的である。これは、唐から北宋の間における、国家にとっての奴婢の位置づけの変化が大きく影響してい

る。

唐朝国家の基本的身分体系は、良賤制である。良人と賤人は律令に規定される国家的身分であり、良人を賤人とする私的な身分改変行為は、賊盗律などによって厳しく禁じられていた。唐代の良賤制支配は、国家の法的収奪の対象である良人を、課役の賦課単位である「戸」として戸籍を通じて把握することを本質とする。良人と賤人の境界線は、戸の形成と戸籍への登録、そしてそれによって発生する課役負担にあった。賤人は、官賤人と私賤人に大別され、官賤人は諸官庁における重要な労働力となっていた。

これに対して、今回問題とする私賤人の中の私奴婢は、犯罪者およびその家族の没官や出生による再生産によって供給されていたが、唐代を通じて良人の没落「奴婢」化が進行していた点に注目される。開元戸部格残巻の長安2年（702年）の勅にみえるごとく、唐朝国家は、すでに8世紀初頭の段階で、良人が「傭力」の名の下に永久債務奴隷化されることを危惧していた。国家はたびたびこれを禁制したものの、実際には旱や飢饉の発生により、違法に「奴婢」状態へと転落する事態が現実に発生していた。そして唐後半期の元和年間に至ると、「奴婢」の中に経済的に没落した良人が内包されて奴隷的存在が増大する一方で、国家は依然として良賤制の枠組を維持しようと努めていたことがわかる。

それでは、天聖令が施行された北宋ではどうであったのか。先行研究では、宋代には奴婢に関わる法制がほとんどみえず、史料上の「奴婢」は実際には雇傭人であるとする見解があった。しかし天聖捕亡令や雑令の宋令条文には「奴婢」規定が複数見いだせ、法制面における良賤制の存在は確実となった。宋代の私「奴婢」の多くが実質的に雇傭人であったのは事実であるとしても、北宋では依然として国家的身分としての奴婢が存在したのである。

そのうえで、天聖令において宋令から奴婢捉獲関係規定を排除したことをどのように理解すればよいか問題となる。奴婢の登録・管理という、良賤制の基本にかかわる条文を宋令とし、捉獲関係条文を「不行」として附載した理由については、宋朝の姿勢という点から導き出す必要がある。宋朝国家は、現状で存在する「奴婢」の把握・管理は国家的収奪および主人の既得権益の最低限の保証として行うが、唐律令に由来する国家的身分制としての奴婢制を、積極的に維持する意思がなかったものと考えられる。このため、奴婢の追捕関係条文は「不

行」のカテゴリーに入れられたと判断できる。

そしてこの問題は、天聖令に「右令不行」とされた条文群（すなわち不行唐令）が附載された理由を考える手がかりを与えてくれる。不行唐令附載の理由については、戴建国氏は宋令を将来修正する際の参考、法解釈や議論の根拠であるとみ⁴⁾、岡野誠氏は宋令立条に利用されなかった唐令を明示し、無効化する意味があったとする⁵⁾。今回の捕亡令の考察からは、岡野氏の見解を支持することができるとともに、個別条文の無効化に留まらず、国家の基本スタンスを明示する点に意義があったと指摘できるのである。

この検討結果をふまえて唐捕亡令の全体像を考察すると、孟彦弘氏の復原案とは異なる新たな条文排列復原案を提示し、その構造を理解し直すことができる。唐捕亡令の構造は、①「追捕と関連処務」、②「逃亡奴婢の捉獲と報賞」、③「資財の変動」に分類でき、拙復原案によれば、宋令では②「逃亡奴婢の捉獲と褒賞」を意図的に削除したことが、より一層明瞭となるのである。

以上、拙稿では捕亡令の検討を通じて天聖令の性格の一端を明らかにし、さらに唐捕亡令の条文排列とその構造についても新たな知見を提示した。これに加え、天聖捕亡令の宋令条文をもとにした唐令の復原研究を進めた結果、宋令計9条に対応する唐令条文の復原をほぼ終えることができた。これらについては、急ぎ論文としてまとめ学会に公表したい。

また、唐令の復原根拠史料である『唐六典』鈔本および『武経総要』の書誌学的検討についても、各機関所蔵本の原本調査を行い、データの集積に努めた。現時点ではまだ成果を公表できる段階にないが、本助成によって調査を大きく進展させることができた。今後も調査を継続し、研究成果を学会に還元したい。

要 約

唐代と同様に、北宋期においても国家的身分としての奴婢は法制面でも存在していたが、その実態は良人が没落した雇傭人が多くを占めていた。天聖捕亡令の奴婢関係規定については、唐律令に由来する国家的身分制としての奴婢制を宋王朝は積極的に維持する意思がなかったため、宋令立条に際して捉獲関係条文を継受しなかった。そして不行唐令が附載されているのは、規定の否定を積極的に示す必要性のある篇目が存在したことを背景としており、これは天聖令が立条された北宋王朝の政策的意図を反映していた。

謝 辞

本研究の遂行にあたり助成いただいた公益財団法人三島海雲記念財団、ならびに助成の審査に当たられた先生方に心より感謝申し上げます。また、唐代史研究会夏期シンポジウムにおいては、拙報告に対し会員諸氏より多くの御教示を賜りました。報告の機会を与えて頂いたこともあわせ、深く謝意を表します。

文 献

- 1) 戴建国：唐《捕亡令》復原研究（『李誕教授九十華誕紀念文集』），pp. 71-79，雲南大学出版社，2003.
- 2) 孟彦弘：唐捕亡令復原研究（天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊），pp. 541-551，中華書局，2006.
- 3) 山根清志：唐における良賤制と在地の身分的諸関係（『歴史学研究別冊特集 民族と国家』），pp. 46-57，青木書店，1977.
- 4) 戴建国：試論宋《天聖令》の學術価値（張伯元主編『法律文献整理与研究』），pp. 154-163，北京大学出版社，2005.
- 5) 岡野誠：法史学研究会会報，13, 1-24, 2008.